

○農林水産省令第六十三号

情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）及び関係法令の規定に基づき、並びに関係法令を実施するため、デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するための農林水産省関係省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和五年十二月二十八日

農林水産大臣 坂本 哲志

デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するための農林水産省関係省令の一部を改正する省令

（農林水産省関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則の一部改正）

第一条 農林水産省関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則（平成十五年農林水産省令第二十一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げ

る規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加える。

改正後	改正前
<p>(電磁的記録による作成等)</p> <p>第十四条 行政機関等は、法第九条第一項の規定により電磁的記録の作成等を行う場合においては、当該作成等に係る情報を行政機関等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法又は電磁的記録媒体(電磁的記録に係る記録媒体をいう。)をもって調製する方法によるものとする。ただし、当該作成等は、クラウド・コンピューティング・サービス関連技術(官民データ活用推進基本法(平成二十八年法律第百三号)第二条第四項に規定するクラウド・コンピューティング・サービス関連技術をいう。次項において同じ。)その他の情報通信技術の進展の状況を踏まえた適切な方法によるものとする。</p> <p>2 行政機関等が、農林水産省の所管する法令の規定により電磁的記録により作成等を行う場合においては、クラウド・コンピューティング・サービス関連技術その他の情報通信技術の進展の状況を踏まえた適切な方法によるものとする。</p>	<p>(電磁的記録による作成等)</p> <p>第十四条 行政機関等は、法第九条第一項の規定により電磁的記録の作成等を行う場合においては、当該作成等に係る情報を行政機関等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法又は磁気ディスク(これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。)をもって調製する方法によるものとする。</p> <p>(新設)</p>

(農林水産省の所管する法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則の一部改正)

第二条 農林水産省の所管する法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則(平成十七年農林水産省令第五十六号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加え、改正前欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを削る。

(電磁的記録による保存)

第四条 民間事業者等は、法第三条第一項の規定により別表第一の上欄に掲げる法令の同表の下欄に掲げる規定による書面の保存に代えて当該書面に係る電磁的記録の保存を行う場合においては、次に掲げる方法により保存を行わなければならない。

一 作成された電磁的記録を民間事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法又は電磁的記録媒体(電磁的記録に係る記録媒体をいう。以下同じ。)をもって調製するファイルにより保存する方法

二 書面に記載された情報をスキャナ(これに準ずる画像読取装置を含む。)により読み取つてできた電磁的記録を民間事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法又は電磁的記録媒体をもって調製するファイルにより保存する方法

2・3 (略)

(電磁的記録による作成)

第六条 民間事業者等は、法第四条第一項の規定により別表第二の上欄に掲げる法令の同表の下欄に掲げる規定による書面の作成に代えて当該書面に係る電磁的記録の作成を行う場合においては、民間事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法又は電磁的記録媒体をもって調製する方法により作成を行わなければならない。

(電磁的記録による交付等)

第十一条 民間事業者等は、法第六条第一項の規定により別表第四の上欄に掲げる法令の同表の下欄に掲げる規定による書面の交付等に代えて当該書面に係る電磁的記録に記録されている事項の交付等を行う場合においては、次に掲げる方法により交付等を行わ

(電磁的記録による保存)

第四条 民間事業者等は、法第三条第一項の規定により別表第一の上欄に掲げる法令の同表の下欄に掲げる規定による書面の保存に代えて当該書面に係る電磁的記録の保存を行う場合においては、次に掲げる方法により保存を行わなければならない。

一 作成された電磁的記録を民間事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法又は磁気ディスク、シリ・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物(以下「磁気ディスク等」という。)をもって調製するファイルにより保存する方法

二 書面に記載された情報をスキャナ(これに準ずる画像読取装置を含む。)により読み取つてできた電磁的記録を民間事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法又は磁気ディスク等をもって調製するファイルにより保存する方法

2・3 (略)

(電磁的記録による作成)

第六条 民間事業者等は、法第四条第一項の規定により別表第二の上欄に掲げる法令の同表の下欄に掲げる規定による書面の作成に代えて当該書面に係る電磁的記録の作成を行う場合においては、民間事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法又は磁気ディスク等をもって調製する方法により作成を行わなければならない。

(電磁的記録による交付等)

第十一条 民間事業者等は、法第六条第一項の規定により別表第四の上欄に掲げる法令の同表の下欄に掲げる規定による書面の交付等に代えて当該書面に係る電磁的記録に記録されている事項の交付等を行う場合においては、次に掲げる方法により交付等を行わ

<p>なければならない。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 電磁的記録媒体をもって調製するファイルに書面に記載すべき事項を記録したものを交付する方法</p> <p>2 (略)</p>	<p>別表第一(第三条関係)</p> <p>(略)</p> <p>水産業協同組合法(昭和二十三年法律第二百四十二号)</p>	<p>(略)</p> <p>第三十一条の二第二項(第七十七条(第九十二条第五項、第九十六条第五項、第百条第五項及び第百五条第五項)において準用する場合を含む。以下この項において同じ。)、第八十二条の二第二項、第九十二条第二項、第九十六条第二項、第百条第二項及び第百五条第二項において準用する場合を含む。)、第十三条の二第一項(第七十七条、第八十六条第二項、第九十二条第三項、第九十六条第三項、第百条第三項及び第百五条第三項)において準用する場合を含む。)、第三十九条第一項(第七十七条、第九十二条第三項、第九十六条第三項、第百条第三項及び第百五条第三項)において準用する場合を含む。)、第四十条第九項(第七十七条、第九十二条第三項、第九十六条第三項、第百条第三項及び第百五条第三項)において準用する場合を含む。)</p>
--	--	--

<p>なければならない。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 磁気ディスク等をもって調製するファイルに書面に記載すべき事項を記録したものを交付する方法</p> <p>2 (略)</p>	<p>別表第一(第三条関係)</p> <p>(略)</p> <p>水産業協同組合法(昭和二十三年法律第二百四十二号)</p>	<p>(略)</p> <p>第三十一条の二第二項(第七十七条(第九十二条第五項、第九十六条第五項、第百条第五項及び第百条の八第五項)において準用する場合を含む。以下この項において同じ。)、第八十二条の二第二項、第九十二条第二項、第九十六条第二項、第百条第二項及び第百条の八第二項において準用する場合を含む。)、第三十三条の二第一項(第七十七条、第八十六条第二項、第九十二条第三項、第九十六条第三項、第百条第三項及び第百条の八第三項)において準用する場合を含む。)、第三十九条第一項(第七十七条、第九十二条第三項、第九十六条第三項、第百条第三項及び第百条の八第三項)において準用する場合を含む。)、第四十条第九項(第七十七条、第八十六条第二項、第九十二条第三項、第九十六条第三項、第百条第三項及び第百条の八第三項)において準用する場合を含む。)</p>
--	--	---

む。）、第五十条の四第二項（第六十二条第六項（第九十二条第四項、第九十六条第四項、第一百条第四項及び第一百五条第四項）において準用する場合を含む。）、第七十七条、第八十六条第二項、第九十二条第三項、第九十六条第三項、第一百条第三項及び第一百五条第三項において準用する場合を含む。）、第五十四条の六第二項（第八十六条第二項、第九十二条第三項、第九十六条第三項、第一百条第三項及び第一百五条第三項）において準用する会社法第四百三十二条第二項及び第八十四条の三第三項

三項において準用する場合を含む。）、第五十条の四第二項（第六十二条第六項（第九十二条第四項、第九十六条第四項、第一百条第四項及び第一百五条の八第四項）において準用する場合を含む。）、第七十七条、第八十六条第二項及び第三項、第九十二条第三項、第九十六条第三項、第一百条第三項並びに第一百条の八第三項において準用する場合を含む。）、第五十三条第一項（第五十四条の四第三項（第九十六条第三項）において準用する場合を含む。）、第六十九条第四項（第八十六条第四項、第九十一条の二第二項（第一百条第五項）において準用する場合を含む。）、第九十二条第五項、第九十六条第五項、第一百条第五項及び第一百条の八第五項）において準用する場合を含む。）、第八十六条第二項、第九十二条第三項、第九十六条第三項、第一百条第三項及び第一百五条の八第三項）において準用する場合を含む。）、及び第五十四条の六第二項（第八十六条第二項、第九十二条第三項、第九十六条第三項、第一百条第三項及び第一百五条の八第三項）において準用する場合を含む。）、において準用する会社法第四百三十二条第二項

(略)	(略)
別表第二(第五条関係) (略)	(略)
(削る。)	(削る。)
別表第三(第八条関係) (略)	(略)
水産業協同組合法	第三十一条の二第三項第一号(第七十七条(第九十二条第五項、第九十六条第五項、第百条第五項及び第百五条第五項)において準用する場合を含む。以下この項において同じ。)、第八十二条の二第二項、第九十二条第二項、第九十六条第二項、第百

(略)	(略)
別表第二(第五条関係) (略)	(略)
水産業協同組合法	第五十三条第一項(第五十四条の四第三項(第九十六条第三項)において準用する場合を含む。)、第六十九条第四項(第八十六条第四項、第九十一条の二第二項(第百条第五項)において準用する場合を含む。)、第九十二条第五項、第九十六条第五項及び第百条の八第五項において準用する場合を含む。)、第八十六条第二項、第九十二条第三項、第九十六条第三項、第百条第三項及び第百条の八第三項において準用する場合を含む。)
別表第三(第八条関係) (略)	(略)
水産業協同組合法	第三十一条の二第三項第一号(第七十七条(第九十二条第五項、第九十六条第五項、第百条第五項及び第百条の八第五項)において準用する場合を含む。以下この項において同じ。)、第八十二条の二第二項(第八十六条第一項において準用する場合を

条第二項及び第百五条第二項において準用する場合を含む。)、第三十三条の二第二項第一号(第七十七条、第八十六条第二項、第九十二条第三項、第九十六条第三項、第百条第三項及び第百五条第三項)において準用する場合を含む。)、第三十九条第三項第一号(第七十七条、第九十二条第三項、第九十六条第三項、第百条第三項及び第百五条第三項)において準用する場合を含む。)、第四十条第十一項第一号(第七十七条、第九十二条第三項、第九十六条第三項、第百条第三項及び第百五条第三項)において準用する場合を含む。)、第五十条の四第四項第一号(第六十二条第六項(第九十二条第四項、第九十六条第四項、第百条第四項及び第百五条第四項)において準用する場合を含む。)、第七十七条、第八十六条第二項、第九十二条第三項、第九十六条第三項、第百条第三項及び第百五条第三項)において準用する場合を含む。)、及び第百八十四条の三第五項第一号

含む。)、第九十二条第二項、第九十六条第二項、第百条第二項及び第百条の八第二項において準用する場合を含む。)、第三十三条の二第二項第一号(第七十七条、第八十六条第二項、第九十二条第三項、第九十六条第三項、第百条第三項及び第百条の八第三項)において準用する場合を含む。)、第三十九条第三項第一号(第七十七条、第九十二条第三項、第九十六条第三項、第百条第三項及び第百条の八第三項)において準用する場合を含む。)、第四十条第十一項第一号(第七十七条、第八十六条第二項、第九十二条第三項、第九十六条第三項、第百条第三項及び第百条の八第三項)において準用する場合を含む。)、第五十条の四第四項第一号(第六十二条第六項(第九十二条第四項、第九十六条第四項、第百条第四項及び第百条の八第四項)において準用する場合を含む。)、第七十七条、第八十六条第二項及び第三項、第九十二条第三項、第九十六条第三項、第百条第三項並びに第百条の八第三項)において準用する場合を含む。)、及び第五十三条第一項(第五十四条の四第三項(第九十六条第三項)において準用する場合を

	(略)	(略)	別表第四(第十条関係)	水産業協同組合法
	<p>(略)</p> <p>(略)</p> <p>含む。)、第六十九条第四項(第八十六条第四項、第九十一条の二第二項(第百条第五項において準用する場合を含む。)、第九十二条第五項、第九十六条第五項、第百条第五項及び第百条の八第五項において準用する場合を含む。)、第八十六条第二項、第九十二条第三項、第九十六条第三項、第百条第三項及び第百条の八第三項において準用する場合を含む。)</p>	(略)	別表第四(第十条関係)	水産業協同組合法
	<p>(略)</p> <p>(略)</p> <p>第三十三条の二第二項第二号(第七十七条(第九十二条第五項、第九十六条第五項、第百条第五項及び第百条第五項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。)、第八十六条第二項、第九十二条第三項、第九十六条第三項、第百条第三項及び第百条第三項において準用する場合を含む。)、第四十条第十一項第二号(第七十七条、第九十二条第三項、第九十六条第三項、第百条第三項及び第百条第三項において準用する場合を含む。))及び第八十</p>	(略)	<p>(略)</p> <p>(略)</p> <p>第三十三条の二第二項第二号(第七十七条(第九十二条第五項、第九十六条第五項、第百条第五項及び第百条の八第五項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。)、第八十六条第二項、第九十二条第三項、第九十六条第三項、第百条第三項及び第百条第三項において準用する場合を含む。))及び第四十条第十一項第二号(第七十七条、第八十六条第二項、第九十二条第三項、第九十六条第三項、第百条第三項及び第百条の八第三項において準用す</p>	

(略)	(略)	四条の三第五項第二号
(略)	(略)	る場合を含む。)

(土地改良法施行規則の一部改正)

第三条 土地改良法施行規則(昭和二十四年農林省令第七十五号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分の
ように改める。

(申請の公告)

第八条 法第五条第二項の規定による公告は、当該申請に係る地域内にある土地の属する市町村の事務所の掲示場に五日間掲示してするとともに、インターネットを利用して公衆の閲覧に供することが困難であると認められる相当の理由がある場合を除き、その公告の内容についてインターネットを利用して公衆の閲覧に供する方法を併せて行わなければならない。

(情報通信の技術を利用する方法)

第二十二条の二 法第二十六条第二項（法第百十一条の二十八において準用する場合を含む。）の農林水産省令で定める方法は、次に掲げる方法とする。

一 (略)

二 電磁的記録媒体（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものに係る記録媒体をいう。第二十五条の三において同じ。）をもつて調製するファイルに情報を記録したものを交付する方法

(電磁的記録)

第二十五条の三 法第二十九条の二第三項（法第百十一条の二十八において準用する場合を含む。）の農林水産省令で定めるものは、理事の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は電磁的記録媒体をもつて調製するファイルに情報を記録したものとす

第五十七条の二の二 法第八十五条第六項の規定による公告は、当該申請に係る地域内にある土地の属する市町村の事務所の掲示場に掲示するとともに、インターネットを利用して公衆の閲覧に供することが困難であると認められる相当の理由がある場合を

(申請の公告)

第八条 法第五条第二項の規定による公告は、当該申請に係る地域内にある土地の属する市町村の事務所の掲示場に五日間掲示してしなければならない。

(情報通信の技術を利用する方法)

第二十二条の二 法第二十六条第二項（法第百十一条の二十八において準用する場合を含む。）の農林水産省令で定める方法は、次に掲げる方法とする。

一 (略)

二 磁気ディスクその他これに準ずる方法により一定の情報を確実に記録しておくことができる物をもつて調製するファイルに情報を記録したものを交付する方法

(電磁的記録)

第二十五条の三 法第二十九条の二第三項（法第百十一条の二十八において準用する場合を含む。）の農林水産省令で定めるものは、理事の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の情報を確実に記録しておくことができる物をもつて調製するファイルに情報を記録したものとす

第五十七条の二の二 法第八十五条第六項の規定による公告は、当該申請に係る地域内にある土地の属する市町村の事務所の掲示場に掲示してしなければならない。

除き、その公告の内容についてインターネットを利用して公衆の閲覧に供する方法を併せて行わなければならない。

2・3 (略)

第八十一条 法第九十八条第一項の規定による公告は、同項の規定により縦覧に供すべき書類の名称、縦覧の期間及び場所を記載して当該交換分画計画により交換分合すべき農用地の属する市町村の事務所の掲示場に五日間掲示するとともに、その公告の内容についてインターネットを利用して公衆の閲覧に供する方法を併せて行わなければならない。

(測量検査の通知)
第九十一条 (略)

2 法第九十八条第三項の規定による公告は、前項に掲げる事項を記載し、立ち入るべき土地の属する市町村の事務所の掲示場に五日間掲示してするとともに、インターネットを利用して公衆の閲覧に供することが困難であると認められる相当の理由がある場合を除き、その公告の内容についてインターネットを利用して公衆の閲覧に供する方法を併せて行わなければならない。

(公告の方法)

第六十六条 法及び施行法（これらの法律に基く命令を含む。）の規定による公告は、別段の定のある場合を除いて、都道府県知事とする場合にあつては都道府県の条例の告示と同一の方法により、市町村又は農業委員会のする場合にあつては市町村の事務所の掲示場に掲示してするとともに、その公告の内容についてインターネットを利用して公衆の閲覧に供する方法を併せて行わなければならない。この場合において、農業委員会等に関する法律第三条第二項の規定により二以上の農業委員会が置かれている市町村についてこの省令の適用に関しては、第八十条において準用する第八条（第八十九条において準用する場合を含む。）及び第八十一条（第八十九条において準用する場合を含む。）中「市町村の

2・3 (略)

第八十一条 法第九十八条第一項の規定による公告は、同項の規定により縦覧に供すべき書類の名称、縦覧の期間及び場所を記載して当該交換分画計画により交換分合すべき農用地の属する市町村の事務所の掲示場に五日間掲示してしなければならない。

(測量検査の通知)
第九十一条 (略)

2 法第九十八条第三項の規定による公告は、前項に掲げる事項を記載し、立ち入るべき土地の属する市町村の事務所の掲示場に五日間掲示してしなければならない。

(公告の方法)

第六十六条 法及び施行法（これらの法律に基く命令を含む。）の規定による公告は、別段の定のある場合を除いて、都道府県知事とする場合にあつては都道府県の条例の告示と同一の方法により、市町村又は農業委員会の場合にあつては市町村の事務所の掲示場に掲示してしなければならない。この場合において、農業委員会等に関する法律第三条第二項の規定により二以上の農業委員会が置かれている市町村についてこの省令の適用に関しては、第八十条において準用する第八条（第八十九条において準用する場合を含む。）及び第八十一条（第八十九条において準用する場合を含む。）中「市町村の事務所」とあるのは「当該農業委員会の事務所」と読み替えるものとする。

「事務所」とあるのは「当該農業委員会の事務所」と読み替えるものとする。

(農薬取締法施行規則の一部改正)

第四条 農薬取締法施行規則(昭和二十六年農林省令第二十一号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分の
ように改める。

名 冊 録	名 冊 編
<p>様式第14号 (第18条関係)</p> <p>(略)</p>	<p>様式第14号 (第18条関係)</p> <p>(略)</p>
<p>備考 1・2 (略)</p> <p>3 本様式による報告書に代えて、その記載事項を記録した電磁的記録媒体 (電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものに係る記録媒体をいう。) による報告を行つても差し支えない。</p> <p>様式第17号 (第22条関係)</p> <p>(略)</p>	<p>備考 1・2 (略)</p> <p>3 本様式による報告書に代えて、その記載事項を記録した磁気ディスク (これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。) による報告を行つても差し支えない。</p> <p>様式第17号 (第22条関係)</p> <p>(略)</p>
<p>備考 1・2 (略)</p> <p>3 本様式による通知書に代えて、その記載事項を記録した電磁的記録媒体 (電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものに係る記録媒体をいう。) による通知を行つても差し支えない。</p> <p>様式第18号 (第24条関係)</p> <p>(略)</p>	<p>備考 1・2 (略)</p> <p>3 本様式による通知書に代えて、その記載事項を記録した磁気ディスク (これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。) による通知を行つても差し支えない。</p> <p>様式第18号 (第24条関係)</p> <p>(略)</p>
<p>備考 1 (略)</p> <p>2 本様式による報告書及び別紙に代えて、その記載事項を記録した電磁的記録媒体 (電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供され</p>	<p>備考 1 (略)</p> <p>2 本様式による報告書及び別紙に代えて、その記載事項を記録した磁気ディスク (これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。) による報告を行つても差し支えない。</p>

るものに係る記録媒体をいう。)による報告を行っても差
し支えない。

(農産物検査法施行規則の一部改正)

第五条 農産物検査法施行規則(昭和二十六年農林省令第三十二号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分の
ように改める。

改正後	改正前
<p>第十条の三 (略)</p> <p>2 前項の情報通信の技術を利用する方法は、次に掲げる方法とする。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 電磁的記録媒体(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものに係る記録媒体をいう。)をもつて調製するファイルに検査証明書に記載すべき事項を記録したものを交付する方法</p> <p>3・4 (略)</p>	<p>第十条の三 (略)</p> <p>2 前項の情報通信の技術を利用する方法は、次に掲げる方法とする。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもつて調製するファイルに検査証明書に記載すべき事項を記録したものを交付する方法</p> <p>3・4 (略)</p>

(家畜伝染病予防法施行規則の一部改正)

第六条 家畜伝染病予防法施行規則(昭和二十六年農林省令第三十五号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加える。

<p>2 前項の規定による公衆の閲覧は、農林水産省のウェブサイトへの掲載により行うものとする。</p> <p>3 (略)</p>	<p>2 前項の規定による公衆の閲覧は、都道府県のウェブサイトへの掲載により行うものとする。</p> <p>(新設)</p> <p>(家畜等の移出の制限)</p> <p>第四十一条の二 農林水産大臣は、法第三十二条第二項の規定により移出を禁止し、又は制限するときは、次に掲げる事項を告示し、公衆の見やすい場所に掲示し、かつ、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信により公衆の閲覧に供するものとする。</p> <p>一五 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>2 (略)</p>
<p>2 前項の規定による公衆の閲覧は、農林水産省のウェブサイトへの掲載により行うものとする。</p> <p>3 (略)</p>	<p>2 前項の規定による公衆の閲覧は、農林水産省のウェブサイトへの掲載により行うものとする。</p> <p>(新設)</p> <p>(家畜等の移出の制限)</p> <p>第四十一条の二 農林水産大臣は、法第三十二条第二項の規定により移出を禁止し、又は制限するときは、次に掲げる事項を告示し、公衆の見やすい場所に掲示し、かつ、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信により公衆の閲覧に供するものとする。</p> <p>一五 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>2 (略)</p>

(国有林野の管理経営に関する法律施行規則の一部改正)

第七条 国有林野の管理経営に関する法律施行規則（昭和二十六年農林省令第四十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加え、改正前欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを削る。

(管理経営基本計画についての公告の方法)
 第七条 国有林野の管理経営に関する法律(以下「法」という。)
 第五条第一項の規定による公告は、インターネットを利用して公衆の閲覧に供する方法により行うとともに、次に掲げる方法のうち適切な方法により行うものとする。

- 一 (略)
- 二 (削る。)
- 三 四 (略)

(地域管理経営計画についての公告の方法等)
 第九条 前二条の規定は、法第六条第五項において準用する法第五条第一項の規定による公告について準用する。この場合において、第七条第二号中「農林水産省」とあるのは、「森林管理局、森林管理署及び森林管理署の支署」と読み替えるものとする。

(公告)
 第二十条 森林管理局長は、随意契約により国有林野を売り払おうとする場合には、その国有林野を管轄する森林管理局及び森林管理署(当該国有林野が森林管理署の支署の管轄区域内にある場合においては、森林管理署の支署)並びに関係市町村の事務所の掲示場に掲示するとともに、インターネットを利用して公衆の閲覧に供する方法により、その旨を公告するものとする。ただし、森林管理局長がその必要がないと認めた場合には、森林管理局の掲示場には公告しなくてもよい。

- 2・3 (略)

(公告)
 第二十八条の十八 森林管理局長は、公募して分収造林契約の申込みをさせようとする場合には、その分収造林契約に係る国有林野

(管理経営基本計画についての公告の方法)
 第七条 国有林野の管理経営に関する法律(以下「法」という。)
 第五条第一項の規定による公告は、次に掲げる方法のうち適切な方法により行うものとする。

- 一 (略)
- 二 農林水産省の掲示板への掲示
- 三 五 (略)

(地域管理経営計画についての公告の方法等)
 第九条 前二条の規定は、法第六条第五項において準用する法第五条第一項の規定による公告について準用する。この場合において、第七条第二号及び第三号中「農林水産省」とあるのは、「森林管理局、森林管理署及び森林管理署の支署」と読み替えるものとする。

(公告)
 第二十条 森林管理局長は、随意契約により国有林野を売り払おうとする場合には、その国有林野を管轄する森林管理局及び森林管理署(当該国有林野が森林管理署の支署の管轄区域内にある場合においては森林管理署の支署)並びに関係市町村の事務所の掲示場に、その旨を公告するものとする。ただし、森林管理局長がその必要がないと認めた場合には、森林管理局の掲示場には公告しなくてもよい。

- 2・3 (略)

(公告)
 第二十八条の十八 森林管理局長は、公募して分収造林契約の申込みをさせようとする場合には、その分収造林契約に係る国有林野

を管轄する森林管理局及び森林管理署（当該国有林野が森林管理署の支署の管轄区域内にある場合においては、森林管理署の支署）の掲示場に掲示するとともに、インターネットを利用して公衆の閲覧に供する方法により、その旨を公告するものとする。

（公告）

第三十九条の二 森林管理局長は、公募して分収育林契約の申込みをさせようとする場合には、その分収育林契約に係る国有林野を管轄する森林管理局又は森林管理署（当該国有林野が森林管理署の支署の管轄区域内にある場合においては、森林管理署の支署）の掲示場に掲示するとともに、インターネットを利用して公衆の閲覧に供する方法により、その旨を公告するものとする。

を管轄する森林管理局及び森林管理署（当該国有林野が森林管理署の支署の管轄区域内にある場合においては森林管理署の支署）の掲示場にその旨を公告するものとする。

（公告）

第三十九条の二 森林管理局長は、公募して分収育林契約の申込みをさせようとする場合には、その分収育林契約に係る国有林野を管轄する森林管理局又は森林管理署（当該国有林野が森林管理署の支署の管轄区域内にある場合においては森林管理署の支署）の掲示場にその旨を公告するものとする。

(森林法施行規則の一部改正)

第八条 森林法施行規則(昭和二十六年農林省令第五十四号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加える。

（地域森林計画等に係る公告の方法）
第二条（略）

2 法第七条の二第四項において準用する法第六条第一項の規定による公告は、次に掲げる事項について、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信（法第三十条に規定する電気通信回線に接続して行う自動公衆送信をいう。以下同じ。）により公衆の縦覧に供するとともに、森林管理局及び森林管理署の掲示板への掲示その他所定の方法によりするものとする。

一・二（略）

3| 前項の規定による公衆の縦覧は、森林管理局のウェブサイトへの掲載によりするものとする。

4| 法第十条の五第七項（法第十条の六第四項において準用する場合を含む。）において読み替えて準用する法第六条第一項の規定による公告は、市町村森林整備計画の案の縦覧の場所及び期間について、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信により公衆の縦覧に供するとともに、市町村の事務所の掲示場への掲示その他所定の方法によりするものとする。

5| 前項の規定による公衆の縦覧は、市町村のウェブサイトへの掲載によりするものとする。

（施業実施協定の公告の方法）

第二十七条 法第十条の十一の三第一項（法第十条の十一の五第二項において準用する場合を含む。）の規定による公告は、次に掲げる事項について、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信により公衆の縦覧に供するとともに、市町村の事務所の掲示場への掲示その他所定の方法によりするものとする。

一〜四（略）

2| 前項の規定による公衆の縦覧は、市町村のウェブサイトへの掲載によりするものとする。

3| 前二項の規定は、法第十条の十一の四第二項（法第十条の十一

（地域森林計画等に係る公告の方法）
第二条（略）

2 法第七条の二第四項において準用する法第六条第一項の規定による公告は、次に掲げる事項について、森林管理局及び森林管理署の掲示板への掲示その他所定の方法によりするものとする。

一・二（略）

（新設）

3| 法第十条の五第七項（法第十条の六第四項において準用する場合を含む。）において読み替えて準用する法第六条第一項の規定による公告は、市町村森林整備計画の案の縦覧の場所及び期間について、市町村の事務所の掲示場への掲示その他所定の方法によりするものとする。

（新設）

（施業実施協定の公告）

第二十七条 法第十条の十一の三第一項（法第十条の十一の五第二項において準用する場合を含む。）の規定による公告は、次に掲げる事項について、市町村の事務所の掲示場への掲示その他所定の方法によりするものとする。

一〜四（略）

（新設）

2| 前項の規定は、法第十条の十一の四第二項（法第十条の十一の

の五第二項において準用する場合を含む。）の規定による公告について準用する。

第三十一条 法第十条の十六第一項（法第十条の十八において準用する場合を含む。）の規定による公告は、次に掲げる事項について、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信により公衆の縦覧に供するとともに、森林管理局の掲示板への掲示その他所定の方法によりするものとする。

一 一六 （略）

2| 前項の規定による公衆の縦覧は、森林管理局のウェブサイトへの掲載によりするものとする。

3| 前二項の規定は、法第十条の十七第一項（法第十条の十八において準用する場合を含む。）の規定による公告について準用する。

（告示及び公示並びに公衆の閲覧の方法）

第四十九条 法第三十条（法第三十三条の三及び第四十四条において準用する場合を含む。）及び第三十条の二（法第三十三条の三において準用する場合を含む。）の規定による告示並びに法第五十二条第一項の規定による公示は、条例の告示と同一の方法によりするものとする。

2| 法第三十条（法第三十三条の三及び第四十四条において準用する場合を含む。）及び第三十条の二（法第三十三条の三において準用する場合を含む。）の規定による公衆の閲覧は、都道府県のウェブサイトへの掲載によりするものとする。

（保安林予定森林における制限）

第五十条 都道府県知事は、法第三十一条（法第四十四条において準用する場合を含む。）の規定による禁止は、次に掲げる事項について、告示し、その保安林予定森林の所在する市町村の事務所の掲示場に掲示し、かつ、電気通信回線に接続して行う自動公衆

五第二項において準用する場合を含む。）の規定による公告について準用する。

（公益的機能維持増進協定の公告）

第三十一条 法第十条の十六第一項（法第十条の十八において準用する場合を含む。）の規定による公告は、次に掲げる事項について、森林管理局の掲示板への掲示その他所定の方法によりするものとする。

一 一六 （略）
（新設）

2| 前項の規定は、法第十条の十七第一項（法第十条の十八において準用する場合を含む。）の規定による公告について準用する。

（告示及び公示の方法）

第四十九条 法第三十条（法第三十三条の三及び第四十四条において準用する場合を含む。）及び第三十条の二（法第三十三条の三において準用する場合を含む。）の規定による告示並びに法第五十二条第一項の規定による公示は、条例の告示と同一の方法によりするものとする。

（新設）

（保安林予定森林における制限）

第五十条 都道府県知事は、法第三十一条（法第四十四条において準用する場合を含む。）の規定による禁止は、次に掲げる事項を告示し、その保安林予定森林の所在する市町村の事務所の掲示場に掲示するとともに、権原に基づきその保安林予定森林において

送信により公衆の閲覧に供するとともに、権原に基づきその保安
林予定森林において立木竹の伐採又は土石若しくは樹根の採掘、
開墾その他の土地の形質を変更する行為をすることができ者に
対し、次に掲げる事項を記載した書面を送付してするものとする。

一〇三 (略)

2 前項の規定による公衆の閲覧は、都道府県のウェブサイトへの
掲載によりするものとする。

(公衆の閲覧の方法)

第八十四条の二 法第五十条第五項（法第六十五条において準用す
る場合を含む。）の規定による公衆の閲覧は、都道府県のウェブ
サイトへの掲載によりするものとする。

立木竹の伐採又は土石若しくは樹根の採掘、開墾その他の土地の
形質を変更する行為をすることができ者に対し、次に掲げる事
項を記載した書面を送付してするものとする。

一〇三 (略)

(新設)

(新設)

(漁船損害等補償法施行規則の一部改正)

第九条 漁船損害等補償法施行規則(昭和二十七年農林省令第十八号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分の
ように改める。

(情報通信の技術を利用する方法)
第四条の二 法第二十九条第二項(法第十四条第七項において準用する場合を含む。)の農林水産省令で定める方法は、次に掲げる方法とする。

一 (略)

二 電磁的記録媒体(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものに係る記録媒体をいう。以下同じ。)をもつて調製するファイルに書面に記載すべき事項を記録したものを交付する方法

(電磁的記録)

第五条の二 法第三十九条第四項に規定する農林水産省令で定める電磁的記録は、理事の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は電磁的記録媒体をもつて調製するファイルに情報を記録したものとす。

(情報通信の技術を利用する方法)
第四条の二 法第二十九条第二項(法第十四条第七項において準用する場合を含む。)の農林水産省令で定める方法は、次に掲げる方法とする。

一 (略)

二 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもつて調製するファイルに書面に記載すべき事項を記録したものを交付する方法

(電磁的記録)

第五条の二 法第三十九条第四項に規定する農林水産省令で定める電磁的記録は、理事の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の情報を確実に記録しておくことができる物をもつて調製するファイルに情報を記録したものとす。

(輸出水産業の振興に関する法律施行規則の一部改正)

第十条 輸出水産業の振興に関する法律施行規則(昭和二十九年農林省令第七十二号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分の
ように改める。

改正後	<p>(電磁的記録) 第十七条 準用協同組合法第十条の二第三項第二号の農林水産省令で定めるものは、電子計算機に備えられたファイル又は電磁的記録媒体(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録に係る記録媒体をいう。〔をもちて調製するファイルに情報を記録したものとす。〕</p>
改正前	<p>(電磁的記録) 第十七条 準用協同組合法第十条の二第三項第二号の農林水産省令で定めるものは、磁気ディスクその他これに準ずる方法により一定の情報を確実に記録しておくことができる物をもつて調製するファイルに情報を記録したものとす。</p>

(家畜取引法施行規則の一部改正)

第十一条 家畜取引法施行規則（昭和三十一年農林省令第四十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正後欄に掲げる規定の傍線部分を加える。

改正後	改正前
<p>(公表事項) 第四条 (略)</p> <p>2 法第十二条第二項(法第二十七条第二項において準用する場合を含む。)の規定による公表は、次に掲げる事項を家畜市場内の見やすい場所に掲示して行うとともに、その事業の規模が著しく小さい場合その他のインターネットの利用その他の情報通信の技術を利用する方法により公衆の閲覧に供して行うことが困難であると認められる相当の理由がある場合を除き、インターネットの利用その他の情報通信の技術を利用する方法により公衆の閲覧に供して行うものとする。</p> <p>一〇三 (略)</p>	<p>(公表事項) 第四条 (略)</p> <p>2 法第十二条第二項(法第二十七条第二項において準用する場合を含む。)の規定による公表は、次に掲げる事項を家畜市場内の見やすい場所に掲示して行うものとする。</p> <p>一〇三 (略)</p>

(漁業災害補償法施行規則の一部改正)

第十二条 漁業災害補償法施行規則(昭和三十九年農林省令第三十五号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分の
ように改める。

(情報通信の技術を利用する方法)

第一条 漁業災害補償法(以下「法」という。)第十六条第三項(法第四十五条第九項(法第六十七条第三項において準用する場合を含む。))及び法第六十七条第一項において準用する場合を含む。)の農林水産省令で定める方法は、次に掲げる方法とする。

一 (略)

二 電磁的記録媒体(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものに係る記録媒体をいう。以下同じ。)をもつて調製するファイルに書面に記載すべき事項を記録したものを交付する方法

(電磁的記録)

第四条の二 法第三十五条第四項(法第六十七条第二項において準用する場合を含む。)に規定する農林水産省令で定める電磁的記録は、理事の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は電磁的記録媒体をもつて調製するファイルに情報を記録したものである。

(情報通信の技術を利用する方法)

第一条 漁業災害補償法(以下「法」という。)第十六条第三項(法第四十五条第九項(法第六十七条第三項において準用する場合を含む。))及び法第六十七条第一項において準用する場合を含む。)の農林水産省令で定める方法は、次に掲げる方法とする。

一 (略)

二 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもつて調製するファイルに書面に記載すべき事項を記録したものを交付する方法

(電磁的記録)

第四条の二 法第三十五条第四項(法第六十七条第二項において準用する場合を含む。)に規定する農林水産省令で定める電磁的記録は、理事の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の情報を確実に記録しておくことができる物をもつて調製するファイルに情報を記録したものである。

(入会林野等に係る権利関係の近代化の助長に関する法律施行規則の一部改正)

第十三条 入会林野等に係る権利関係の近代化の助長に関する法律施行規則(昭和四十一年農林省令第四十

三号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加える。

(入会林野整備に係る関係権利者の同意)

第四条 (略)

2 法第三条の認可を申請しようとする入会権者の代表者(以下この条において「申請人代表者」という。)は、前項の規定による書面による同意に代えて、第五項で定めるところにより、関係権利者の承諾を得て、前項の同意を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて次に掲げるもの(以下この条において「電磁的方法」という。)により得ることが出来る。この場合において、当該申請人代表者は、当該書面による同意を得たものとみなす。

一 (略)

二 電磁的記録媒体(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて電子計算機による情報処理の用に供されるものに係る記録媒体をいう。)をもつて調製するファイルに係る関係権利者の同意に関する事項を記録したものを得る方法

3 3 6 (略)

(立入り等の公告)

第十六条 法第二十五条第五項(同条第九項において準用する場合を含む。)の規定による公告は、立入り又は立木竹の伐採の目的、場所及び期日に関する事項を、五日間、立ち入ろうとする土地又は伐採しようとする立木竹の所在する土地を管轄する市町村の事務所の掲示場に掲示するとともに、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信(公衆によつて直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放送又は有線放送に該当するものを除く。)により公衆の閲覧に供する方法により行わなければならない。

(入会林野整備に係る関係権利者の同意)

第四条 (略)

2 法第三条の認可を申請しようとする入会権者の代表者(以下この条において「申請人代表者」という。)は、前項の規定による書面による同意に代えて、第五項で定めるところにより、関係権利者の承諾を得て、前項の同意を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて次に掲げるもの(以下この条において「電磁的方法」という。)により得ることが出来る。この場合において、当該申請人代表者は、当該書面による同意を得たものとみなす。

一 (略)

二 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもつて調製するファイルに係る関係権利者の同意に関する事項を記録したものを得る方法

3 3 6 (略)

(立入り等の公告)

第十六条 法第二十五条第五項(同条第九項において準用する場合を含む。)の規定による公告は、立入り又は立木竹の伐採の目的、場所及び期日を記載した書面を、立ち入ろうとする土地又は伐採しようとする立木竹の所在する土地を管轄する市町村の事務所の掲示場に五日間掲示してしなければならない。

(農業振興地域の整備に関する法律施行規則の一部改正)

第十四条 農業振興地域の整備に関する法律施行規則(昭和四十四年農林省令第四十五号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加える。

改正後	改正前
<p>(測量検査の通知) 第十四条 (略)</p> <p>2 法第十三条の五において準用する土地改良法第百十八条第三項の規定による公告は、前項に掲げる事項を記載し、市町村の事務所の掲示場に五日間掲示するとともに、その公告の内容についてインターネットを利用して公衆の閲覧に供する方法を併せて行わなければならない。</p> <p>(協定の公告) 第四十条 法第十八条の四第一項（法第十八条の六第二項において準用する場合を含む。）の規定による公告は、次に掲げる事項について、市町村の事務所の掲示場に掲示することその他所定の手段により行うとともに、その公告の内容についてインターネットを利用して公衆の閲覧に供する方法を併せて行うものとする。</p> <p>一～四 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(協定区域の明示方法) 第四十一条 法第十八条の五第二項（法第十八条の六第二項及び第十八条の八第二項において準用する場合を含む。）の規定による協定区域の明示は、協定区域内の見やすい場所に当該協定区域を表示した図面を掲示して行うとともに、当該図面をインターネットを利用して公衆の閲覧に供する方法を併せて行うものとする。</p>	<p>(測量検査の通知) 第十四条 (略)</p> <p>2 法第十三条の五において準用する土地改良法第百十八条第三項の規定による公告は、前項に掲げる事項を記載し、市町村の事務所の掲示場に五日間掲示してしなければならない。</p> <p>(協定の公告) 第四十条 法第十八条の四第一項（法第十八条の六第二項において準用する場合を含む。）の規定による公告は、次に掲げる事項について、市町村の事務所の掲示場に掲示することその他所定の手段により行うものとする。</p> <p>一～四 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(協定区域の明示方法) 第四十一条 法第十八条の五第二項（法第十八条の六第二項及び第十八条の八第二項において準用する場合を含む。）の規定による協定区域の明示は、協定区域内の見やすい場所に当該協定区域を表示した図面を掲示して行うものとする。</p>

(集落地域整備法施行規則の一部改正)

第十五条 集落地域整備法施行規則(昭和六十三年農林水産省令第四号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加える。

(協定の公告)

第五条 法第九条第二項（令第十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定による公告は、次に掲げる事項について、市町村の事務所の掲示場に掲示することその他所定の手段により行うとともに、その公告の内容についてインターネットを利用して公衆の閲覧に供する方法を併せて行うものとする。

一～三 （略）

(協定区域の明示方法)

第六条 法第九条第二項（令第十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定による協定区域の明示は、協定区域内の見やすい場所に当該協定区域を表示した図面を掲示して行うとともに、当該図面をインターネットを利用して公衆の閲覧に供する方法を併せて行うものとする。

(測量検査の通知)

第十七条 (略)

2 法第十二条において準用する土地改良法第百十八条第三項の規定による公告は、前項に掲げる事項を記載し、市町村の事務所の掲示場に五日間掲示するとともに、その公告の内容についてインターネットを利用して公衆の閲覧に供する方法を併せて行わなければならない。

(協定の公告)

第五条 法第九条第二項（令第十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定による公告は、次に掲げる事項について、市町村の事務所の掲示場に掲示することその他所定の手段により行うものとする。

一～三 （略）

(協定区域の明示方法)

第六条 法第九条第二項（令第十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定による協定区域の明示は、協定区域内の見やすい場所に当該協定区域を表示した図面を掲示して行うものとする。

(測量検査の通知)

第十七条 (略)

2 法第十二条において準用する土地改良法第百十八条第三項の規定による公告は、前項に掲げる事項を記載し、市町村の事務所の掲示場に五日間掲示してしなければならない。

（農山漁村滞在型余暇活動のための基盤整備の促進に関する法律施行規則の一部改正）

第十六条 農山漁村滞在型余暇活動のための基盤整備の促進に関する法律施行規則（平成七年農林水産省令

第二十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加える。

(協定の公告)

第八条 法第七条第二項（法第八条第二項及び第十条第二項において準用する場合を含む。）の規定による公告は、次に掲げる事項について、市町村の事務所の掲示場に掲示することその他所定の手段により行うとともに、法第十七条第一項に規定する電気通信回線に接続して行う自動公衆送信により公衆の閲覧に供する方法により行うものとする。

一〇三 (略)

2| 前項の規定による公衆の閲覧は、市町村のウェブサイトへの掲載により行うものとする。

(協定区域の明示方法)

第九条 法第七条第二項（法第八条第二項及び第十条第二項において準用する場合を含む。）の規定による協定区域の明示は、協定区域内の見やすい場所に当該協定区域を表示した図面を掲示するとともに、法第十七条第一項に規定する電気通信回線に接続して行う自動公衆送信により公衆の閲覧に供する方法により行うものとする。

2| 前項の規定による公衆の閲覧は、市町村のウェブサイトへの掲載により行うものとする。

(標識)

第二十条 (略)

2| 法第十七条第一項の規定による公衆の閲覧は、登録実施機関の協力を得て行う当該登録実施機関のウェブサイトへの掲載により行うものとする。

3| (略)

別記様式第一号（第二十条関係）

(協定の公告)

第八条 法第七条第二項（法第八条第二項及び第十条第二項において準用する場合を含む。）の規定による公告は、次に掲げる事項について、市町村の事務所の掲示場に掲示することその他所定の手段により行うものとする。

一〇三 (略)

(新設)

(協定区域の明示方法)

第九条 法第七条第二項（法第八条第二項及び第十条第二項において準用する場合を含む。）の規定による協定区域の明示は、協定区域内の見やすい場所に当該協定区域を表示した図面を掲示して行うものとする。

(新設)

(標識)

第二十条 (略)

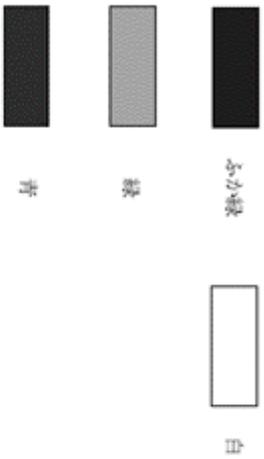
(新設)

2| (略)

別記様式第一号（第二十条関係）

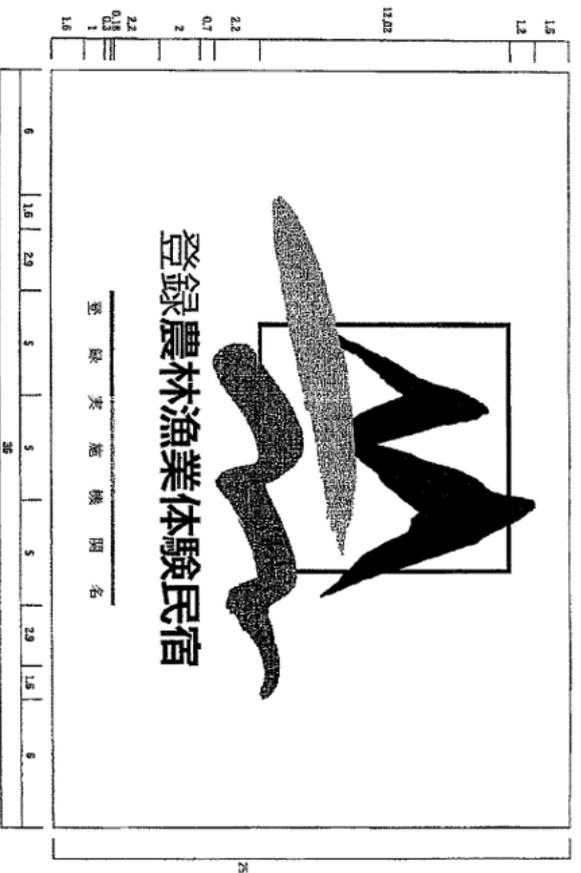


(1) 色彩区分は次のとおりとする。

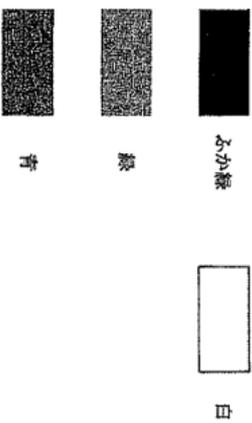


(2) 登録農林漁業体験民宿及び登録実施機関名の文字は黒とする。

(3) 標識を登録農林漁業体験民宿業に係る宿泊施設ごとに公衆の見やすい場所に提示する場合における当該標識は、縦二十五センチメートル、横三十六センチメートルの大ききとする。

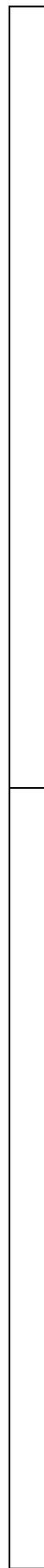


(1) 色彩区分は次の通りとする。



(2) 寸法の単位は、センチメートルとする。

(3) 登録農林漁業体験民宿および登録実施機関名の文字は黒とする。



(動物用医薬品の臨床試験の実施の基準に関する省令の一部改正)

第十七条 動物用医薬品の臨床試験の実施の基準に関する省令（平成九年農林水産省令第七十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正前欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを削る。

(実施機関の長への文書の事前提出)

第八条 (略)

2 治験の依頼をしようとする者は、前項の規定による文書の提出に代えて、実施機関の長の承諾を得て、当該文書に記載すべき事項を情報通信の技術を利用する方法であつて次に掲げるもの(以下「電磁的方法」という。)により提供することができる。この場合において、当該治験の依頼をしようとする者は、当該文書の提出をしたものとみなす。

一 (略)

二 電磁的記録媒体(電磁的記録(法第九条の四第一項に規定する電磁的記録をいう。以下同じ。)に係る記録媒体をいう。)をもって調製するファイルに前項各号に掲げる文書に記載すべき事項を記録したものを交付する方法

3 5 (略)

(モニターの責務)

第二十一条 (略)

2 モニターは、モニタリングの実施の際、実施機関を訪問し、又はこれと連絡を取ったときは、その都度次に掲げる事項を記載したモニタリング報告書(その作成に代えて電磁的記録を作成する場合における当該電磁的記録を含む。)を治験依頼者に提出しなければならない。

一 七 (略)

(実施機関の長への文書の事前提出)

第八条 (略)

2 治験の依頼をしようとする者は、前項の規定による文書の提出に代えて、実施機関の長の承諾を得て、当該文書に記載すべき事項を情報通信の技術を利用する方法であつて次に掲げるもの(以下「電磁的方法」という。)により提供することができる。この場合において、当該治験の依頼をしようとする者は、当該文書の提出をしたものとみなす。

一 (略)

二 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに前項各号に掲げる文書に記載すべき事項を記録したものを交付する方法

3 5 (略)

(モニターの責務)

第二十一条 (略)

2 モニターは、モニタリングの実施の際、実施機関を訪問し、又はこれと連絡を取ったときは、その都度次に掲げる事項を記載したモニタリング報告書(その作成に代えて電磁的記録(法第九条の四第一項に規定する電磁的記録をいう。次条第三項において同じ。))を作成する場合における当該電磁的記録を含む。)を治験依頼者に提出しなければならない。

一 七 (略)

(牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法施行規則の一部改正)

第十八条 牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法施行規則(平成十五年農林水産省令第七十二号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加える。

改正後	改正前
<p>(情報通信の技術を利用する方法) 第二十条 法第十四条第三項の農林水産省令で定める方法は、次に掲げる方法とする。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 電磁的記録媒体(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて電子計算機による情報処理の用に供されるものに係る記録媒体をいう。)をもつて調製するファイルに書面に記載すべき事項を記録したものを交付する方法</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(帳簿) 第二十七条 (略)</p> <p>2 法第十七条に規定する帳簿の備付け等は、クラウド・コンピューティング・サービス関連技術(官民データ活用推進基本法(平成二十八年法律第百三十三号)第二条第四項に規定するクラウド・コンピューティング・サービス関連技術をいう。)その他の情報通信技術の進展の状況を踏まえた適切な方法によるものとする。</p> <p>3 (略)</p>	<p>(情報通信の技術を利用する方法) 第二十条 法第十四条第三項の農林水産省令で定める方法は、次に掲げる方法とする。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもつて調製するファイルに書面に記載すべき事項を記録したものを交付する方法</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(帳簿) 第二十七条 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>2 (略)</p>

(動物用医薬品等取締規則の一部改正)

第十九条 動物用医薬品等取締規則(平成十六年農林水産省令第七号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分の
ように改める。

改正後	改正前
<p>(情報通信の技術を利用する方法) 第六十五條 法第四十六條第三項の農林水産省令で定める方法は、次に掲げる方法とする。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 電磁的記録媒体(電磁的記録に係る記録媒体をいう。)をもって調製するファイルに文書に記載すべき事項を記録したものを交付する方法</p> <p>2・3 (略)</p> <p>第六十七條 法第四十六條第四項に規定する農林水産省令で定めるものは、第六十五條第一項第一号に掲げる電子情報処理組織を使用する方法又は同項第二号に規定する電磁的記録媒体に記録する方法により記録されたものとする。</p>	<p>(情報通信の技術を利用する方法) 第六十五條 法第四十六條第三項の農林水産省令で定める方法は、次に掲げる方法とする。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 磁気ディスク又はシー・ディー・ロムへの記録その他これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに文書に記載すべき事項を記録したものを交付する方法</p> <p>2・3 (略)</p> <p>第六十七條 法第四十六條第四項に規定する農林水産省令で定めるものは、第六十五條第一項第一号に掲げる電子情報処理組織を使用する方法又は同項第二号に規定する磁気ディスク又はシー・ディー・ロムへの記録その他これに準ずる方法により記録されたものとする。</p>

(農業協同組合法施行規則の一部改正)

第二十条 農業協同組合法施行規則(平成十七年農林水産省令第二十七号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分の
ように改める。

(情報通信の技術を利用する方法)
第十九条 法第十一条の十九第二項の農林水産省令で定める方法は、次に掲げる方法とする。

- 一 (略)
- 二 電磁的記録媒体(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものに係る記録媒体をいう。以下同じ。)をもつて調製するファイルに書面に記載すべき事項を記録したものを交付する方法

2 5 4 (略)
(情報の提供)
第二十一条の二 (略)

4 前項の組合又は共済代理店は、同項第一号、第四号、第七号及び第九号の規定による書面の交付(同項第七号の規定による書面の交付にあつては、特定共済契約の解約による返戻金がないことを記載した書面の交付を除く。)に代えて、第七項に定めるところにより、当該共済契約者又は当該被共済者の承諾を得て、当該書面に記載すべき事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて次に掲げるもの(以下この条及び第二十二条の二十九において「電磁的方法」という。)

(以下より提供することができる。この場合において、当該書面に記載すべき事項を電磁的方法により提供した当該組合又は当該共済代理店は、当該交付をしたものとみなす。

- 一 (略)
- 二 電磁的記録媒体をもつて調製するファイルに書面に記載すべき事項を記録したものを交付する方法

5 5 10 (略)

(情報通信の技術を利用する方法)
第十九条 法第十一条の十九第二項の農林水産省令で定める方法は、次に掲げる方法とする。

- 一 (略)
- 二 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもつて調製するファイルに書面に記載すべき事項を記録したものを交付する方法

2 5 4 (略)
(情報の提供)
第二十一条の二 (略)

4 前項の組合又は共済代理店は、同項第一号、第四号、第七号及び第九号の規定による書面の交付(同項第七号の規定による書面の交付にあつては、特定共済契約の解約による返戻金がないことを記載した書面の交付を除く。)に代えて、第七項に定めるところにより、当該共済契約者又は当該被共済者の承諾を得て、当該書面に記載すべき事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて次に掲げるもの(以下この条及び第二十二条の二十九において「電磁的方法」という。)

(以下より提供することができる。この場合において、当該書面に記載すべき事項を電磁的方法により提供した当該組合又は当該共済代理店は、当該交付をしたものとみなす。

- 一 (略)
- 二 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもつて調製するファイルに書面に記載すべき事項を記録したものを交付する方法

5 5 10 (略)

(情報通信の技術を利用した提供)

第二十二條の九 準用金融商品取引法第三十四條の二第四項(準用金融商品取引法第三十四條の三第十二項(準用金融商品取引法第三十四條の四第六項において準用する場合を含む。)、第三十四條の四第三項、第三十七條の三第二項及び第三十七條の四第二項において準用する場合を含む。以下この條において同じ。)の農林水産省令で定めるものは、次に掲げるものとする。

- 一 (略)
- 二 電磁的記録媒体をもって調製するファイルに記載事項を記録したものを交付する方法

2・3 (略)

(情報通信の技術を利用した同意の取得)

第二十二條の十二 準用金融商品取引法第三十四條の二第十二項(準用金融商品取引法第三十四條の三第三項(準用金融商品取引法第三十四條の四第六項において準用する場合を含む。))において準用する場合を含む。以下この項において同じ。)の農林水産省令で定めるものは、次に掲げる方法とする。

- 一 (略)
- 二 電磁的記録媒体をもって調製するファイルに同意に関する事項を記録したものを得る方法

2・3 (略)

(共済事業の運営に関する措置)

第二十三條 (略)

2 前項の組合の役員又は使用人は、同項第一号の規定による書面の交付に代えて、当該共済契約者の承諾を得て、当該書面に記載

(情報通信の技術を利用した提供)

第二十二條の九 準用金融商品取引法第三十四條の二第四項(準用金融商品取引法第三十四條の三第十二項(準用金融商品取引法第三十四條の四第六項において準用する場合を含む。))、第三十四條の四第三項、第三十七條の三第二項及び第三十七條の四第二項において準用する場合を含む。以下この條において同じ。)の農林水産省令で定めるものは、次に掲げるものとする。

- 一 (略)
- 二 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに記載事項を記録したものを交付する方法

2・3 (略)

(情報通信の技術を利用した同意の取得)

第二十二條の十二 準用金融商品取引法第三十四條の二第十二項(準用金融商品取引法第三十四條の三第三項(準用金融商品取引法第三十四條の四第六項において準用する場合を含む。))において準用する場合を含む。以下この項において同じ。)の農林水産省令で定めるものは、次に掲げる方法とする。

- 一 (略)
- 二 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに同意に関する事項を記録したものを得る方法

2・3 (略)

(共済事業の運営に関する措置)

第二十三條 (略)

2 前項の組合の役員又は使用人は、同項第一号の規定による書面の交付に代えて、当該共済契約者の承諾を得て、当該書面に記載

すべき事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該書面に記載すべき事項を電磁的方法により提供した当該組合の役員又は使用人は、当該交付をしたものとみなす。

一 (略)
二 電磁的記録媒体をもって調製するファイルに書面に記載すべき事項を記録したものを交付する方法

3 6 (略)

(法第十条第一項第十号の事業を行う組合の特定関係者に該当する保険会社の顧客に関する非公開情報の取扱い)
第二十九条 (略)

2 前項の組合は、同項の規定による顧客の書面による同意に代えて、当該顧客の承諾を得て、当該顧客の同意を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により得ることができる。この場合において、当該顧客の同意を電磁的方法により得た組合は、当該顧客の書面による同意を得たものとみなす。

一 (略)
二 電磁的記録媒体をもって調製するファイルに顧客の同意に関する事項を記録したものを得る方法

3 6 (略)

(電磁的方法による議決権行使の期限)
第七十六条 (略)

すべき事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該書面に記載すべき事項を電磁的方法により提供した当該組合の役員又は使用人は、当該交付をしたものとみなす。

一 (略)
二 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに書面に記載すべき事項を記録したものを交付する方法

3 6 (略)

(法第十条第一項第十号の事業を行う組合の特定関係者に該当する保険会社の顧客に関する非公開情報の取扱い)
第二十九条 (略)

2 前項の組合は、同項の規定による顧客の書面による同意に代えて、当該顧客の承諾を得て、当該顧客の同意を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により得ることができる。この場合において、当該顧客の同意を電磁的方法により得た組合は、当該顧客の書面による同意を得たものとみなす。

一 (略)
二 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに顧客の同意に関する事項を記録したものを得る方法

3 6 (略)

(電磁的方法による議決権行使の期限)
第七十六条 (略)

2 令第二十条第一項及び第二十四条第一項の規定により示すべき電磁的方法の種類及び内容は、次に掲げるものとする。

- 一 次に掲げる方法のうち、送信者が使用するもの
イ (略)
ロ 電磁的記録媒体をもって調製するファイルに情報を記録したものを交付する方法

二 (略)

(電磁的記録)

第二百十七条 法第七十二条の二十五第四項第三号に規定する農林水産省令で定める電磁的記録は、理事の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は電磁的記録媒体をもって調製するファイルに情報を記録したものとす。

(電磁的記録)

第二百三十三条 法第十一条の五十七第一項に規定する農林水産省令で定めるものは、電子計算機に備えられたファイル又は電磁的記録媒体をもって調製するファイルに情報を記録したものとす。

2 令第二十条第一項及び第二十四条第一項の規定により示すべき電磁的方法の種類及び内容は、次に掲げるものとする。

- 一 次に掲げる方法のうち、送信者が使用するもの
イ (略)
ロ 磁気ディスクその他これに準ずる方法により一定の情報を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに情報を記録したものを交付する方法

二 (略)

(電磁的記録)

第二百十七条 法第七十二条の二十五第四項第三号に規定する農林水産省令で定める電磁的記録は、理事の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の情報を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに情報を記録したものとす。

(電磁的記録)

第二百三十三条 法第十一条の五十七第一項に規定する農林水産省令で定めるものは、磁気ディスクその他これに準ずる方法により一定の情報を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに情報を記録したものとす。

(動物用医療機器の臨床試験の実施の基準に関する省令の一部改正)

第二十一条 動物用医療機器の臨床試験の実施の基準に関する省令(平成十七年農林水産省令第三十二号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正前欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを削る。

(実施機関の長への文書の事前提出)
第八条 (略)

(実施機関の長への文書の事前提出)
第八条 (略)

2 治験の依頼をしようとする者は、前項の規定による文書の提出に代えて、実施機関の長の承諾を得て、当該文書に記載すべき事項を情報通信の技術を利用する方法で次に掲げるもの(以下「電磁的方法」という。)により提供することができる。この場合において、当該治験の依頼をしようとする者は、当該文書の提出をしたものとみなす。

2 治験の依頼をしようとする者は、前項の規定による文書の提出に代えて、実施機関の長の承諾を得て、当該文書に記載すべき事項を情報通信の技術を利用する方法で次に掲げるもの(以下「電磁的方法」という。)により提供することができる。この場合において、当該治験の依頼をしようとする者は、当該文書の提出をしたものとみなす。

一 (略)
二 電磁的記録媒体(電磁的記録(法第九条の四第一項に規定する電磁的記録をいう。以下同じ。)に係る記録媒体をいう。)をもって調製するファイルに前項各号に掲げる文書に記載すべき事項を記録したものを交付する方法

一 (略)
二 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに前項各号に掲げる文書に記載すべき事項を記録したものを交付する方法

3 5 (略)

3 5 (略)

(モニターの責務)
第二十一条 (略)

(モニターの責務)
第二十一条 (略)

2 モニターは、モニタリングの実施の際、実施機関を訪問し、又はこれと連絡を取ったときは、その都度次に掲げる事項を記載したモニタリング報告書(その作成に代えて電磁的記録を作成する場合における当該電磁的記録を含む。)を治験依頼者に提出しなければならない。

2 モニターは、モニタリングの実施の際、実施機関を訪問し、又はこれと連絡を取ったときは、その都度次に掲げる事項を記載したモニタリング報告書(その作成に代えて電磁的記録(法第九条の四第一項に規定する電磁的記録をいう。次条第三項において同じ。)を作成する場合における当該電磁的記録を含む。)を治験依頼者に提出しなければならない。

一 七 (略)

一 七 (略)

(動物用医薬品の製造販売後の調査及び試験の実施の基準に関する省令の一部改正)

第二十二條 動物用医薬品の製造販売後の調査及び試験の実施の基準に関する省令（平成十七年農林水産省令第三十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分の
ように改める。

(使用成績調査)

第六条 (略)

2 (略)

3 製造販売業者等は、前項の規定による文書による委託に代えて、第五項に定めるところにより、使用成績調査を実施する施設（以下この条において「調査機関」という。）の承諾を得て、委託を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により行うことができる。この場合において、当該製造販売業者等は、当該文書による委託をしたものとみなす。

一 (略)

二 電磁的記録媒体（電磁的記録（法第九条の四第一項に規定する電磁的記録をいう。）に係る記録媒体をいう。）をもって調製するファイルに前項の規定による委託を記録したものを交付する方法

4～8 (略)

(使用成績調査)

第六条 (略)

2 (略)

3 製造販売業者等は、前項の規定による文書による委託に代えて、第五項に定めるところにより、使用成績調査を実施する施設（以下この条において「調査機関」という。）の承諾を得て、委託を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により行うことができる。この場合において、当該製造販売業者等は、当該文書による委託をしたものとみなす。

一 (略)

二 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに前項の規定による委託を記録したものを交付する方法

4～8 (略)

(動物用医療機器の製造販売後の調査及び試験の実施の基準に関する省令の一部改正)

第二十三条 動物用医療機器の製造販売後の調査及び試験の実施の基準に関する省令(平成十七年農林水産省令第三十四号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分の
ように改める。

(使用成績調査)

第六条 (略)

2 (略)

3 製造販売業者等は、前項の規定による文書による委託に代えて、第五項に定めるところにより、使用成績調査を実施する施設（以下この条において「調査機関」という。）の承諾を得て、委託を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により行うことができる。この場合において、当該製造販売業者等は、当該文書による委託をしたものとみなす。

一 (略)

二 電磁的記録媒体（電磁的記録（法第九条の四第一項に規定する電磁的記録をいう。）に係る記録媒体をいう。）をもって調製するファイルに前項の規定による委託を記録したものを交付する方法

4～8 (略)

(使用成績調査)

第六条 (略)

2 (略)

3 製造販売業者等は、前項の規定による文書による委託に代えて、第五項に定めるところにより、使用成績調査を実施する施設（以下この条において「調査機関」という。）の承諾を得て、委託を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により行うことができる。この場合において、当該製造販売業者等は、当該文書による委託をしたものとみなす。

一 (略)

二 磁気ディスク、シー・ディー・ROMその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに前項の規定による委託を記録したものを交付する方法

4～8 (略)

(木材統計調査規則の一部改正)

第二十四条 木材統計調査規則（平成十七年農林水産省令第百二十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分の
ように改める。

改正後	改正前
<p>(報告) 第十三条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 民間事業者は、基礎調査のうち素材、製材品、木材チップ及び合板にあつては自らが作成し、又は基礎調査票に基づき都道府県別の集計を、月別調査にあつては自らが作成し、又は月別調査票に基づき都道府県別の集計を行うとともに、これらの集計結果並びに基礎調査票及び月別調査票の内容を収録した電磁的記録を作成し、電子情報処理組織を使用して農林水産大臣に送付しなければならない。</p> <p>4 民間事業者は、基礎調査のうち単板積層材、集成材及び直交集成板に係る基礎調査票の内容を収録した電磁的記録を作成し、電子情報処理組織を使用して農林水産大臣に送付しなければならない。</p> <p>5 (略)</p>	<p>(報告) 第十三条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 民間事業者は、基礎調査のうち素材、製材品、木材チップ及び合板にあつては自らが作成し、又は基礎調査票に基づき都道府県別の集計を、月別調査にあつては自らが作成し、又は月別調査票に基づき都道府県別の集計を行うとともに、これらの集計結果並びに基礎調査票及び月別調査票の内容を収録した電磁的記録を作成し、光ディスク(これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。以下同じ。)を使用して農林水産大臣に送付しなければならない。</p> <p>4 民間事業者は、基礎調査のうち単板積層材、集成材及び直交集成板に係る基礎調査票の内容を収録した電磁的記録を作成し、光ディスクを使用して農林水産大臣に送付しなければならない。</p> <p>5 (略)</p>

(森林組合法施行規則の一部改正)

第二十五条 森林組合法施行規則(平成十八年農林水産省令第四十六号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分の
ように改める。

(情報通信の技術を利用する方法)
第八条 法第二十六条第二項の農林水産省令で定める方法は、次に掲げる方法とする。

一 (略)

二 電磁的記録媒体(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて電子計算機による情報処理の用に供されるものに係る記録媒体をいう。第九十九条において同じ。)をもつて調製するファイルに書面に記載すべき事項を記録したものを交付する方法

(議決権行使書面)

第八十九条 (略)

255 (略)

6 前各項の規定は、法第六十五条第五項(法第百条第二項において準用する場合を含む。)において法第六十条の三第五項の規定を準用する場合について準用する。

(電磁的記録)

第九十九条 法第四十一条の二第三項第二号(法第九十二条(法第百九条第五項において準用する場合を含む。以下同じ。)、第百条第一項及び第九十九条第二項において準用する場合を含む。)に規定する農林水産省令で定めるものは、理事又は清算人の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は電磁的記録媒体をもつて調製するファイルに情報を記録したものとす。

(情報通信の技術を利用する方法)
第八条 法第二十六条第二項の農林水産省令で定める方法は、次に掲げる方法とする。

一 (略)

二 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもつて調製するファイルに書面に記載すべき事項を記録したものを交付する方法

(議決権行使書面)

第八十九条 (略)

255 (略)

6 前四項の規定は、法第六十五条第五項(法第百条第二項において準用する場合を含む。)において法第六十条の三第五項の規定を準用する場合について準用する。

(電磁的記録)

第九十九条 法第四十一条の二第三項第二号(法第九十二条(法第百九条第五項において準用する場合を含む。以下同じ。)、第百条第一項及び第九十九条第二項において準用する場合を含む。)に規定する農林水産省令で定めるものは、理事又は清算人の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の情報を確実に記録しておくことができる物をもつて調製するファイルに情報を記録したものとす。

(水産業協同組合法施行規則の一部改正)

第二十六条 水産業協同組合法施行規則(平成二十年農林水産省令第十号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正前欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを削る。

(情報通信の技術を利用する方法)
 第四条 法第十一条の三第四項(法第九十二条第一項において準用する場合を含む。)に規定する電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて農林水産省令で定めるものは、次に掲げる方法とする。

- 一 (略)
- 二 電磁的記録媒体(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて電子計算機による情報処理の用に供されるものに係る記録媒体をいう。以下同じ。)をもつて調製するファイルに情報を記録したものを交付する方法

(情報の提供)
 第二十条の二 (略)

- 2・3 (略)
- 4 前項の組合又は共済代理店は、同項第一号、第四号、第七号及び第九号の規定による書面の交付(同項第七号の規定による書面の交付にあつては、特定共済契約(法第十五条の十二に規定する特定共済契約をいう。以下同じ。)の解約による返戻金がないことを記載した書面の交付を除く。)に代えて、第七項に定めるところにより、当該共済契約者又は当該被共済者の承諾を得て、当該書面に記載すべき事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて次に掲げるもの(以下この条及び第四十条の二において「電磁的方法」という。)により提供することができる。この場合において、当該書面に記載すべき事項を電磁的方法により提供した当該組合又は当該共済代理店は、当該交付をしたものとみなす。

- 一 (略)
- 二 電磁的記録媒体をもつて調製するファイルに書面に記載すべき事項を記録したものを交付する方法

(情報通信の技術を利用する方法)
 第四条 法第十一条の三第四項(法第九十二条第一項において準用する場合を含む。)に規定する電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて農林水産省令で定めるものは、次に掲げる方法とする。

- 一 (略)
- 二 磁気ディスク、シー・ディー・ROMその他これらに準ずる方法により一定の情報を確実に記録しておくことができる物をもつて調製するファイルに情報を記録したものを交付する方法

(情報の提供)
 第二十条の二 (略)

- 2・3 (略)
- 4 前項の組合又は共済代理店は、同項第一号、第四号、第七号及び第九号の規定による書面の交付(同項第七号の規定による書面の交付にあつては、特定共済契約(法第十五条の十二に規定する特定共済契約をいう。以下同じ。)の解約による返戻金がないことを記載した書面の交付を除く。)に代えて、第七項に定めるところにより、当該共済契約者又は当該被共済者の承諾を得て、当該書面に記載すべき事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて次に掲げるもの(以下この条及び第四十条の二において「電磁的方法」という。)により提供することができる。この場合において、当該書面に記載すべき事項を電磁的方法により提供した当該組合又は当該共済代理店は、当該交付をしたものとみなす。

- 一 (略)
- 二 磁気ディスク、シー・ディー・ROMその他これらに準ずる方法により一定の情報を確実に記録しておくことができる物をも

5
10 (略)

(情報通信の技術を利用した提供)

第二十六条 準用金融商品取引法第三十四条の二第四項(準用金融商品取引法第三十四条の三第十二項(準用金融商品取引法第三十四条の四第六項において準用する場合を含む。)、第三十四条の四第三項、第三十七条の三第二項及び第三十七条の四第二項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)の農林水産省令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 (略)

二 電磁的記録媒体をもって調製するファイルに記載事項を記録したものを交付する方法

2
3 (略)

(情報通信の技術を利用した同意の取得)

第二十七条の三 準用金融商品取引法第三十四条の二第十二項(準用金融商品取引法第三十四条の三第三項(準用金融商品取引法第三十四条の四第六項において準用する場合を含む。))において準用する場合を含む。以下この項において同じ。)の農林水産省令で定めるものは、次に掲げる方法とする。

一 (略)

二 電磁的記録媒体をもって調製するファイルに同意に関する事項を記録したものを得る方法

2
3 (略)

(共済事業の運営に関する措置)

つて調製するファイルに書面に記載すべき事項を記録したものを交付する方法
5
10 (略)

(情報通信の技術を利用した提供)

第二十六条 準用金融商品取引法第三十四条の二第四項(準用金融商品取引法第三十四条の三第十二項(準用金融商品取引法第三十四条の四第六項において準用する場合を含む。)、第三十四条の四第三項、第三十七条の三第二項及び第三十七条の四第二項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)の農林水産省令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 (略)

二 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに記載事項を記録したものを交付する方法

2
3 (略)

(情報通信の技術を利用した同意の取得)

第二十七条の三 準用金融商品取引法第三十四条の二第十二項(準用金融商品取引法第三十四条の三第三項(準用金融商品取引法第三十四条の四第六項において準用する場合を含む。))において準用する場合を含む。以下この項において同じ。)の農林水産省令で定めるものは、次に掲げる方法とする。

一 (略)

二 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに同意に関する事項を記録したものを得る方法

2
3 (略)

(共済事業の運営に関する措置)

第四十八条 (略)

2 前項の組合の役員又は使用人は、同項第一号の規定による書面の交付に代えて、当該共済契約者の承諾を得て、当該書面に記載すべき事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて次に掲げるもの(以下この条において「電磁的方法」という。)により提供することができる。この場合において、当該書面に記載すべき事項を電磁的方法により提供した当該組合の役員又は使用人は、当該交付をしたものとみなす。

一 (略)

二 電磁的記録媒体をもって調製するファイルに書面に記載すべき事項を記録したものを交付する方法

3 6 (略)

(電磁的方法による議決権行使の期限)

第九十四条 (略)

2 令第十一条の二第一項及び第十四条の二第一項の規定により示すべき電磁的方法の種類及び内容は、次に掲げるものとする。

一 次に掲げる方法のうち、送信者が使用するもの

イ (略)

ロ 電磁的記録媒体をもって調製するファイルに情報を記録したものを交付する方法

二 (略)

3 (略)

(招集の決定事項)

第六百六十三条 法第四十七条の四第一項第三号(法第五十一条の二第七項、第五十二条第六項、第八十六条第二項、第九十二条第三

第四十八条 (略)

2 前項の組合の役員又は使用人は、同項第一号の規定による書面の交付に代えて、当該共済契約者の承諾を得て、当該書面に記載すべき事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて次に掲げるもの(以下この条において「電磁的方法」という。)により提供することができる。この場合において、当該書面に記載すべき事項を電磁的方法により提供した当該組合の役員又は使用人は、当該交付をしたものとみなす。

一 (略)

二 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに書面に記載すべき事項を記録したものを交付する方法

3 6 (略)

(電磁的方法による議決権行使の期限)

第九十四条 (略)

2 令第十一条の二第一項及び第十四条の二第一項の規定により示すべき電磁的方法の種類及び内容は、次に掲げるものとする。

一 次に掲げる方法のうち、送信者が使用するもの

イ (略)

ロ 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の情報を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに情報を記録したものを交付する方法

二 (略)

3 (略)

(招集の決定事項)

第六百六十三条 法第四十七条の四第一項第三号(法第五十一条の二第七項、第五十二条第六項、第八十六条第二項、第九十二条第三

項、第九十六条第三項、第一百条第三項及び第一百五条第三項において準用する場合を含む。)の農林水産省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一〜三 (略)

四 総会に出席しない正組合員が書面をもって議決権を行使することができる旨及び総会に出席しない正組合員が電磁的方法により議決権を行使することができる旨を定款で定めたときは、次に掲げる事項(定款にイからハまでのいずれかに掲げる事項についての定めがある場合又はこれらの事項を理事に委任する旨を決定した場合における当該事項を除く。)

イ・ロ (略)

ハ 電子提供措置をとる旨の定款の定めがある場合において、法第四十七条の五第二項の承諾をした組合員の請求があつた時に議決権行使書面に記載すべき事項(当該組合員に係る事項に限る。第七十四条第三項において同じ。)に係る情報について電子提供措置をとることとするときは、その旨

五・六 (略)

(議事録)

第百八十一条 (略)

2 総会の議事録は、次に掲げる事項を内容とするものでなければならぬ。

一・二 (略)

三 次に掲げる規定により総会において述べられた意見又は発言があるときは、その意見又は発言の内容の概要

イ・ニ (略)

ホ 法第四十一条の三第一項において読み替えて準用する会社法第三百九十八條第一項

ヘ 法第四十一条の三第一項において準用する会社法第三百九十八條第二項

項、第九十六条第三項、第一百条第三項及び第一百五条第三項において準用する場合を含む。)の農林水産省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一〜三 (略)

四 総会に出席しない正組合員が書面をもって議決権を行使することができる旨及び総会に出席しない正組合員が電磁的方法により議決権を行使することができる旨を定款で定めたときは、次に掲げる事項(定款にイからハまでのいずれかに掲げる事項についての定めがある場合又はこれらの事項を理事に委任する旨を決定した場合における当該事項を除く。)

イ・ロ (略)

ハ 電子提供措置(法第四十七条の五の二に規定する電子提供措置をいう。以下同じ。)をとる旨の定款の定めがある場合において、法第四十七条の五第二項の承諾をした組合員の請求があつた時に議決権行使書面に記載すべき事項(当該組合員に係る事項に限る。第七十四条第三項において同じ。)に係る情報について電子提供措置をとることとするときは、その旨

五・六 (略)

(議事録)

第百八十一条 (略)

2 総会の議事録は、次に掲げる事項を内容とするものでなければならぬ。

一・二 (略)

三 次に掲げる規定により総会において述べられた意見又は発言があるときは、その意見又は発言の内容の概要

イ・ニ (略)

ホ 法第四十一条の二第七項において読み替えて準用する会社法第三百九十八條第一項

ヘ 法第四十一条の二第七項において準用する会社法第三百九十八條第二項

四〇六 (略)

(合併の認可の申請等)

第二十條 共済事業実施組合(信用事業実施組合を除く。以下この条において同じ。)は、法第六十九條第二項(法第九十六條第五項及び第五十五條第五項において準用する場合を含む。)の規定による合併の認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書面を添付して行政庁に提出しなければならない。

一〇三 (略)

四 法第六十九條第四項(法第九十六條第五項及び第五十五條第五項において準用する場合を含む。次号において同じ。)において読み替えて準用する法第五十三條第二項の規定に基づく公告に係る財産目録又は計算書類

五 法第六十九條第四項において読み替えて準用する法第五十三條第二項の規定による公告及び催告(同條第三項の規定により公告を官報のほか時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙又は電子公告によつてした場合にあつては、これらの方法による公告)をしたこと並びに異議を述べた債権者があるときは、当該債権者に対し弁済し、若しくは相當の担保を提供し、若しくは当該債権者に弁済を受けさせることを目的として相當の財産を信託したこと又は合併をしても当該債権者を害するおそれがないことを証する書面

六〇十 (略)

2 (略)

(共済代理店の設置又は廃止の届出)

第二十條 共済事業実施組合は、法第二十六條第一号に該当することにより同條の規定による届出をしようとするときは、届出書に理由書その他の参考となるべき事項を記載した書類を添付して行政庁に提出しなければならない。提出した届出書の内容に変更があつたときも、同様とする。

四〇六 (略)

(合併の認可の申請等)

第二十條 共済事業実施組合(信用事業実施組合を除く。以下この条において同じ。)は、法第六十九條第二項(法第九十六條第五項及び第五十五條第五項において準用する場合を含む。)の規定による合併の認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書面を添付して行政庁に提出しなければならない。

一〇三 (略)

四 法第六十九條第四項(法第九十六條第五項及び第五十五條第五項において準用する場合を含む。次号において同じ。)において準用する法第五十三條第一項の規定により作成した財産目録及び貸借対照表

五 法第六十九條第四項において読み替えて準用する法第五十三條第二項の規定による公告及び催告(同條第三項の規定により公告を官報のほか時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙又は電子公告によつてした場合にあつては、これらの方法による公告)をしたこと並びに異議を述べた債権者があるときは、当該債権者に対し弁済し、若しくは相當の担保を提供し、若しくは当該債権者に弁済を受けさせることを目的として相當の財産を信託したこと又は合併をしても当該債権者を害するおそれがないことを証する書面

六〇十 (略)

2 (略)

(共済代理店の設置又は廃止の届出)

第二十條 共済事業実施組合は、法第二十六條の二第一号に該当することにより同條の規定による届出をしようとするときは、届出書に理由書その他の参考となるべき事項を記載した書類を添付して行政庁に提出しなければならない。提出した届出書の内容に変更があつたときも、同様とする。

(共済計理人の選任及び退任の届出)

第二百二十条 共済事業実施組合は、法第百二十六条第二号に該当することにより同条の規定による届出をしようとするときは、遅滞なく、届出書に共済計理人の履歴書及び当該共済計理人が第七十三条に規定する要件に該当することを証する書類を添付して行政庁に提出しなければならない。

2・3 (略)

(信用事業実施組合又は共済事業実施組合である漁業協同組合及び水産加工業協同組合が従属業務等を専ら営む会社等を子会社としようとする場合等の届出)

第二百二十一条 信用事業実施組合又は共済事業実施組合である漁業協同組合及び水産加工業協同組合は、法第百二十六条第三号から第五号までのいずれかに該当することにより同条の規定による届出をしようとするときは、届出書に次に掲げる書類を添付して行政庁に提出しなければならない。

一 (略)

二 法第百二十六条第三号に該当する場合にあつては、当該漁業協同組合又は水産加工業協同組合に関する次に掲げる書類

イ・ロ (略)

三 法第百二十六条第三号に該当する場合にあつては、当該漁業協同組合又は水産加工業協同組合及びそれらの子会社(同号に規定する届出の必要となる子会社に限る。以下この条において同じ。)に関する次に掲げる書類

イ・ロ (略)

四 法第百二十六条第三号に該当する場合にあつては、当該届出に係る子会社に関する次に掲げる書類

イ・ロ (略)

五 法第百二十六条第三号に該当する場合にあつては、当該届出に係る子会社対象会社を子会社にするにより、当該漁業協同組合若しくは水産加工業協同組合又はそれらの子会社が国内の会社の議決権を合算してその基準議決権数を超えて有するこ

(共済計理人の選任及び退任の届出)

第二百二十条 共済事業実施組合は、法第百二十六条の二第二号に該当することにより同条の規定による届出をしようとするときは、遅滞なく、届出書に共済計理人の履歴書及び当該共済計理人が第七十三条に規定する要件に該当することを証する書類を添付して行政庁に提出しなければならない。

2・3 (略)

(信用事業実施組合又は共済事業実施組合である漁業協同組合及び水産加工業協同組合が従属業務等を専ら営む会社等を子会社としようとする場合等の届出)

第二百二十一条 信用事業実施組合又は共済事業実施組合である漁業協同組合及び水産加工業協同組合は、法第百二十六条の二第三号から第五号までのいずれかに該当することにより同条の規定による届出をしようとするときは、届出書に次に掲げる書類を添付して行政庁に提出しなければならない。

一 (略)

二 法第百二十六条の二第三号に該当する場合にあつては、当該漁業協同組合又は水産加工業協同組合に関する次に掲げる書類

イ・ロ (略)

三 法第百二十六条の二第三号に該当する場合にあつては、当該漁業協同組合又は水産加工業協同組合及びそれらの子会社(同号に規定する届出の必要となる子会社に限る。以下この条において同じ。)に関する次に掲げる書類

イ・ロ (略)

四 法第百二十六条の二第三号に該当する場合にあつては、当該届出に係る子会社に関する次に掲げる書類

イ・ロ (略)

五 法第百二十六条の二第三号に該当する場合にあつては、当該届出に係る子会社対象会社を子会社にするにより、当該漁業協同組合若しくは水産加工業協同組合又はそれらの子会社が国内の会社の議決権を合算してその基準議決権数を超えて有す

ととなる場合には、当該国内の会社の名称及び業務の内容を記載した書類

六 (略)

(連合会が従属業務等を専ら営む会社等を子会社としようとする場合等の届出)

第二百二十三条 連合会は、法第百二十六条第九号から第十一号までのいずれかに該当することにより同条の規定による届出をしようとするときは、届出書に次に掲げる書類を添付して行政庁に提出しなければならない。

一 (略)

二 法第百二十六条第九号に該当する場合にあつては、当該連合会に関する次に掲げる書類

イ・ロ (略)

三 法第百二十六条第九号に該当する場合にあつては、連合会及びその子会社(同号に規定する届出の必要となる子会社に限る。以下この条において同じ。)の当該届出後における当該連合会及びその子会社の収支の見込みを記載した書類

四 法第百二十六条第九号に該当する場合にあつては、当該届出に係る子会社に関する次に掲げる書類

イ・ニ (略)

五 法第百二十六条第九号に該当する場合にあつては、当該届出に係る子会社対象会社を子会社にするにより、当該連合会又はその子会社が国内の会社の議決権を合算してその基準議決権数を超えて有することとなる場合には、当該国内の会社の名称及び業務の内容を記載した書類

六 (略)

(届出事項等)

第二百二十四条 (略)

256 (略)

7 法第百二十六条の八第三項の規定は、第一項第七号から第十三号ま

ることとなる場合には、当該国内の会社の名称及び業務の内容を記載した書類

六 (略)

(連合会が従属業務等を専ら営む会社等を子会社としようとする場合等の届出)

第二百二十三条 連合会は、法第百二十六条の二第九号から第十一号までのいずれかに該当することにより同条の規定による届出をしようとするときは、届出書に次に掲げる書類を添付して行政庁に提出しなければならない。

一 (略)

二 法第百二十六条の二第九号に該当する場合にあつては、当該連合会に関する次に掲げる書類

イ・ロ (略)

三 法第百二十六条の二第九号に該当する場合にあつては、連合会及びその子会社(同号に規定する届出の必要となる子会社に限る。以下この条において同じ。)の当該届出後における当該連合会及びその子会社の収支の見込みを記載した書類

四 法第百二十六条の二第九号に該当する場合にあつては、当該届出に係る子会社に関する次に掲げる書類

イ・ニ (略)

五 法第百二十六条の二第九号に該当する場合にあつては、当該届出に係る子会社対象会社を子会社にするにより、当該連合会又はその子会社が国内の会社の議決権を合算してその基準議決権数を超えて有することとなる場合には、当該国内の会社の名称及び業務の内容を記載した書類

六 (略)

(届出事項等)

第二百二十四条 (略)

256 (略)

7 法第百二十六条の六第三項の規定は、第一項第七号から第十三号ま

での議決権について準用する。

(電磁的記録)

第二百二十六条 法第十七条の七第一項(法第九十六条第一項及び
第百五条第一項において準用する場合を含む。)の農林水産省令
で定めるものは、電子計算機に備えられたファイル又は電磁的記
録媒体をもって調製するファイルに情報を記録したものとす。

での議決権について準用する。

(電磁的記録)

第二百二十六条 法第十七条の七第一項(法第九十六条第一項及び
第百条の八第一項において準用する場合を含む。)の農林水産省
令で定めるものは、磁気ディスクその他これに準ずる方法により
一定の情報を確実に記録しておくことができる物をもって調製す
るファイルに情報を記録したものとす。

(株式会社農林漁業成長産業化支援機構法施行規則の一部改正)

第二十七条 株式会社農林漁業成長産業化支援機構法施行規則（平成二十四年農林水産省令第五十八号）の

一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分の
ように改める。

（書面をもって作成された議事録の備置き及び閲覧等における特例）

第四条 法第十七条第八項の議事録が書面をもって作成されているときは、株式会社農林漁業成長産業化支援機構（以下この条において「機構」という。）は、その書面に記載されている事項をスキャナ（これに準ずる画像読取装置を含む。）により読み取ってできた電磁的記録を、機構の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は電磁的記録媒体（電磁的記録に係る記録媒体をいう。）をもって調製するファイルにより備え置くことができる。

2

(略)

（書面をもって作成された議事録の備置き及び閲覧等における特例）

第四条 法第十七条第八項の議事録が書面をもって作成されているときは、株式会社農林漁業成長産業化支援機構（以下この条において「機構」という。）は、その書面に記載されている事項をスキャナ（これに準ずる画像読取装置を含む。）により読み取ってできた電磁的記録を、機構の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の情報を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルにより備え置くことができる。

2

(略)

(動物用再生医療等製品の臨床試験の実施の基準に関する省令の一部改正)

第二十八条 動物用再生医療等製品の臨床試験の実施の基準に関する省令(平成二十六年農林水産省令第六十一号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正前欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを削る。

(実施機関の長への文書の事前提出)

第八条 (略)

2 治験の依頼をしようとする者は、前項の規定による文書の提出に代えて、実施機関の長の承諾を得て、当該文書に記載すべき事項を情報通信の技術を利用する方法であつて次に掲げるもの(以下「電磁的方法」という。)により提供することができる。この場合において、当該治験の依頼をしようとする者は、当該文書の提出をしたものとみなす。

一 (略)

二 電磁的記録媒体(電磁的記録(法第九条の四第一項に規定する電磁的記録をいう。以下同じ。))に係る記録媒体をいう。)をもって調製するファイルに前項各号に掲げる文書に記載すべき事項を記録したものを交付する方法

3 5 (略)

(モニターの責務)

第二十一条 (略)

2 モニターは、モニタリングの実施の際、実施機関を訪問し、又はこれと連絡を取ったときは、その都度次に掲げる事項を記載したモニタリング報告書(その作成に代えて電磁的記録の作成がされている場合における当該電磁的記録を含む。)を治験依頼者に提出しなければならない。

一 5 (略)

(実施機関の長への文書の事前提出)

第八条 (略)

2 治験の依頼をしようとする者は、前項の規定による文書の提出に代えて、実施機関の長の承諾を得て、当該文書に記載すべき事項を情報通信の技術を利用する方法であつて次に掲げるもの(以下「電磁的方法」という。)により提供することができる。この場合において、当該治験の依頼をしようとする者は、当該文書の提出をしたものとみなす。

一 (略)

二 磁気ディスク又はシー・ディー・ロムへの記録その他これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに前項各号に掲げる文書に記載すべき事項を記録したものを交付する方法

3 5 (略)

(モニターの責務)

第二十一条 (略)

2 モニターは、モニタリングの実施の際、実施機関を訪問し、又はこれと連絡を取ったときは、その都度次に掲げる事項を記載したモニタリング報告書(その作成に代えて電磁的記録(法第九条の四第一項に規定する電磁的記録をいう。次条第三項において同じ。))の作成がされている場合における当該電磁的記録を含む。)を治験依頼者に提出しなければならない。

一 5 (略)

(動物用再生医療等製品の製造販売後の調査及び試験の実施の基準に関する省令の一部改正)

第二十九条 動物用再生医療等製品の製造販売後の調査及び試験の実施の基準に関する省令(平成二十六年

農林水産省令第六十三号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分の
ように改める。

改正後	改正前
<p>(使用成績調査) 第六条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 製造販売業者等は、第五項に定めるところにより、使用成績調査を実施する施設(以下この条において「調査機関」という。)の承諾を得て、情報通信の技術を利用する方法であつて次に掲げるもの(以下この条において「電磁的方法」という。)により前項の委託契約書の交付を行うことができる。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 電磁的記録媒体(電磁的記録(法第九条の四第一項に規定する電磁的記録をいう。)に係る記録媒体をいう。)をもつて調製するファイルに前項の委託契約書を記録したものを交付する方法</p> <p>4 5 8 (略)</p>	<p>(使用成績調査) 第六条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 製造販売業者等は、第五項に定めるところにより、使用成績調査を実施する施設(以下この条において「調査機関」という。)の承諾を得て、情報通信の技術を利用する方法であつて次に掲げるもの(以下この条において「電磁的方法」という。)により前項の委託契約書の交付を行うことができる。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 磁気ディスク又はシー・ディー・ロムへの記録その他これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもつて調製するファイルに前項の委託契約書を記録したものを交付する方法</p> <p>4 5 8 (略)</p>

(農業保険法施行規則の一部改正)

第三十条 農業保険法施行規則(平成二十九年農林水産省令第六十三号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分の
ように改める。

(議決権行使の電磁的方法)

第十一条 法第二十三条第二項（法第二十九条第七項において準用する場合を含む。）の農林水産省令で定める方法は、次に掲げる方法とする。

一 (略)

二 電磁的記録媒体（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて電子計算機による情報処理の用に供されるものに係る記録媒体をいう。第二十一条において同じ。）をもつて調製するファイルに書面に記載すべき事項を記録したものを交付する方法

(監事の意見書に添付する電磁的記録)

第二十一条 法第五十三条第四項の農林水産省令で定める電磁的記録は、理事の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は電磁的記録媒体をもつて調製するファイルに情報を記録したものである。

(議決権行使の電磁的方法)

第十一条 法第二十三条第二項（法第二十九条第七項において準用する場合を含む。）の農林水産省令で定める方法は、次に掲げる方法とする。

一 (略)

二 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもつて調製するファイルに書面に記載すべき事項を記録したものを交付する方法

(監事の意見書に添付する電磁的記録)

第二十一条 法第五十三条第四項の農林水産省令で定める電磁的記録は、理事の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の情報を確実に記録しておくことができる物をもつて調製するファイルに情報を記録したものである。

(漁業法施行規則の一部改正)

第三十一条 漁業法施行規則(令和二年農林水産省令第四十七号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分の
ように改める。

改正後

(年次漁獲割当量の設定)

第六条 (略)

2 (略)

3 漁業法施行令(以下「令」という。)第三条第一項に規定する電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて農林水産省令で定めるものは、次に掲げる方法とする。

一 (略)

二 電磁的記録媒体(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものに係る記録媒体をいう。)をもつて調製するファイルに同意に関する事項を記録したものを得る方法

4・5 (略)

改正前

(年次漁獲割当量の設定)

第六条 (略)

2 (略)

3 漁業法施行令(以下「令」という。)第三条第一項に規定する電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて農林水産省令で定めるものは、次に掲げる方法とする。

一 (略)

二 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもつて調製するファイルに同意に関する事項を記録したものを得る方法

4・5 (略)

(特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律施行規則の一部改正)

第三十二条 特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律施行規則（令和四年農林水産省令第三十九号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分の
ように改める。

改正後	改正前
<p>(届出採捕者による情報の伝達方法)</p> <p>第十一条 法第四条の規定による伝達は、次に掲げるいずれかの方法により行うものとする。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 電磁的記録媒体(電子的方式、磁気的方式その他の他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものに係る記録媒体をいう。第十六条において同じ。)をもつて調製するファイルに伝達すべき事項を記録したものを交付する方法</p> <p>三 (略)</p> <p>2 6 (略)</p> <p>(引渡しを受けた特定第一種水産動植物等取扱事業者による荷口番号の伝達)</p> <p>第十六条 法第五条第三項の規定による伝達は、次に掲げるいずれかの方法により行うものとする。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 電磁的記録媒体をもつて調製するファイルに荷口番号を記録したものを交付する方法</p> <p>三 (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p>(届出採捕者による情報の伝達方法)</p> <p>第十一条 法第四条の規定による伝達は、次に掲げるいずれかの方法により行うものとする。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもつて調製するファイルに伝達すべき事項を記録したものを交付する方法</p> <p>三 (略)</p> <p>2 6 (略)</p> <p>(引渡しを受けた特定第一種水産動植物等取扱事業者による荷口番号の伝達)</p> <p>第十六条 法第五条第三項の規定による伝達は、次に掲げるいずれかの方法により行うものとする。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもつて調製するファイルに荷口番号を記録したものを交付する方法</p> <p>三 (略)</p> <p>2 (略)</p>

附 則

この省令は、公布の日から施行する。ただし、第三条中土地改良法施行規則第八条、第五十七条の二の二第一項、第八十一条、第九十一条第二項及び第百六条の改正規定、第六条から第八条まで並びに第十一条の規定、第十三条中入会林野等に係る権利関係の近代化の助長に関する法律施行規則第十六条の改正規定並びに第十四条から第十六条までの規定は、令和六年四月一日から施行する。